

【取扱い厳重注意】

平成23年9月17日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 加藤 経将

平成23年9月12日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

原子力安全・保安院審議官（原子力安全担当、核燃料サイクル担当、産業保安担当） 根井 寿規

2 聴取日時

平成23年9月12日午後3時から同日午後5時38分まで
（休憩なし。）

3 聴取場所

東京都千代田区大手町1丁目3番3号

内閣官房東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局内 第1聴聞室

4 聴取者

加藤経将、奥澤絃子

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし（理由：（「対象者の希望による。」など簡潔に記載））

第2 聴取内容

事故時の状況及びその対応について
別紙のとおり

第3 特記事項

なし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

【地震発生直後の状況等について】

- 平成23年3月11日の地震発生時、私は、事故故障対策室長[]同室にいる核燃料サイクル規制担当の補佐、係長等3名、核燃料管理規制担当の課長以下3、4名と共に、ある事業所の法令違反への対応を議論していた。

地震が起き、すぐに担当者を緊急時対応センター（ERC）に行かせ、私も災害時の作業服に着替え、追ってERCに向かった。

なお、私の執務室とERCは、同じ経済産業省別館3階にあったので、発生後2、3分でERCに到着していた。

3月11日から15日までの私の大まかな行動であるが、まず、地震発生直後からERCにおり、12日17時過ぎに官邸に行き、13日未明にERCに戻った。そして、14日15時ころ、再び官邸に行き、15日朝東京電力本店に統合本部ができる時点で統合本部に移動し、同日9時ころにERCに戻った。

- 元々想定されていた体制としては、発電所所在地で震度5弱以上の地震が発生した際、発生後30分以内に審議官が、第一報を出すこととなっている。

この役割は、核燃料サイクル担当審議官である私と実用発電用原子炉担当審議官である黒木氏と、1週間交代で担当していた。

当日の担当は私だったが、私がERCに行ったとき、黒木審議官がすでにこの作業に入っていたので、私は作業の確認のみを行った。

また、院長もしくは次長が官邸の危機管理センターに参集されることとなっており、今回は規模が大きかったからか、院長が危機管理センターに向かっていた。

一方、官邸に参集しない院長もしくは次長が、ERCの指揮をとることになっており、次長がERCに残っていたため、私は、ERCにいた次長のサポートをすることとなった。

- また、原子力施設で大きな被害が生じた場合、発電所であれば黒木審議官、それ以外の施設であれば私が現地に出向くことになっていた。

今回、広範囲にわたって震度6を超える大地震が起こっていたため、それまでの経験に照らし、そのような地域、つまり、青森、宮城、福島、茨城の原子力関連施設には、相当の被害が生じている可能性が高いと判断された。

したがって、私は、これらの原子力関連施設を担当する各オフサイトセンターに審議官級及び課長級の人間をそれぞれ派遣しては、人が足りなくなるので、どこに審議官級の人間を派遣し、課長級の人間を派遣すべきかなど、全体の人員配置を検討していた。

本来、災害時等に大きな被害が生じた原子力施設を担当するオフサイトセンターに派遣される要員を決めていたものの、複数のオフサイトセンターに派遣するような事態まで想定しておらず、私は、その体制作りから検討を強いられてしまった。

まず、福島と女川の発電所それぞれに審議官級と課長級の職員を2名ずつ派遣、青森と茨城の発電所に課長級職員を派遣するように検討していたが、徐々に現地状況が明らかになり、結局、実際には福島への派遣のみとなった、

【取扱い嚴重注意】

【津波到来後の状況について】

- ERCでは、例えば原子力災害特別措置法第10条もしくは第15条該当事象が報告された場合には、まず口頭で情報共有した後、紙が配付されて内容が共有される形をとっていた。

保安院作成のクロノロジーを見ると、11日17時30分に「保安院は15条事象と判断」とあるが、15条事象の該当性は事業者が判断するので、ERC内で行う作業は、法律の定義に照らして対象事象となり得るか、発信元が確かな通報であるか等の確認作業だと考えられる。

この場合の保安院内の決裁ルートは、防災課長から直接、次長、院長となっており、審議官がこのルートに入るのには、院長も次長もいない場合だけである。

なお、今回の事故対応で、防災課長から相談を受けたことは、15条該当事象が再度発生した際、相次いで同様の事象が発生するので重ねて通報させる必要があるか否かという点についてだった。

保安院作成のクロノロジーを見ると、11日18時22分に大臣から総理に上申するも「結論に至らず 対策本部開始も未定」とあるが、ERCから官邸に情報を入れた後は、官邸の中の作業であると認識しており、その後の状況を私は把握していない。

また、この上申手続がなされている途中に、総理の納得が得られないので、追加的に情報収集をするように要請された記憶はない。

これまでの原子力総合防災訓練において、上申すれば直ちに承認が来て、緊急事態宣言、必要な措置に作業が移行するものという認識だった。

そのため、今回は、この訓練と比較して了解がなかなか下りないという印象は持っていた。

ただし、そもそも訓練で想定されている事象の進展は速度が遅く、10条事象が発生した後、現地本部が設置され、この現地本部から15条に関する上申がされることとなっていた。

今回の事象の進展は、そのような訓練における想定とは比較にならないほど早く、それゆえ、情報がほとんどない中での上申ということになるので、時間を要したのではないかと思った。

- 物資調達には、基本的に事業者が行うという前提があるが、国がその支援を行い、ERCが関係省庁間の連絡調整を担当することになれば、実際には、ERC内でも、関係省庁と連絡を取っている総括班が行うことになる。

また、ERC総括班も原子力災害対策特別措置法上規定されている指定公共機関に対して所管官庁を通じて取り次ぐことが基本であり、それ以外の民間企業に対して物資を直接要請するものではない。

物資調達は現地で行うことが基本であるが、今回は、現地対策本部の設置が遅れており、本店側のサポートが必要であった。

ただし、地震や津波など原子力以外の災害に人員が割かれていたこともあり、現地でも東京でも必要な関係省庁が集まらず、想定と異なる対応が必要とされたのだ

【取扱い嚴重注意】

と思う。

なお、私は、自衛隊や消防庁など関係省庁の応援が必須となったのは1号機爆発後だと認識しており、それまでは、東京電力やその同業他社の電源車や消防車で何とかまかなえろと考えていた。

- ERCとオフサイトセンター（OFC）は、テレビ会議システムでつながっていたものの、津波後、回線は断絶してしまった。

ただ、その後も、OFCとは、衛星電話で連絡を取っていたため、全く現地と連絡が途絶えていたわけではなかった。

電源車に関して記憶しているやり取りは、東北電力からOFCに電源車が提供されていることを聞き、その電源車を発電所に提供するように指示したことである。

保安院のクロノロジーに、11日21時5分に「東北電力の電源車が福島OFCに到着→発電所優先指示」とあることから、時間としてはこのころだったと思う。

この時点で、電源車の要請があったかどうか定かではないが、要請の有無に関わらず、全交流電源喪失という状況から判断して、発電所が電源車を必要としていることは明らかだと考えていた。

実際の人員派遣は、審議官と課長の派遣を検討していたが、15条通報があったため、規定に従い副大臣が派遣されることとなった。

池田副大臣は、いったん上野へ向かったものの、渋滞のため市ヶ谷から自衛隊のヘリコプターで現地に向かうように調整し、11日21時ころようやく市ヶ谷を出発し、OFCには12日零時近くに到着したと記憶している。

- 11日夜、既に緊急参集チームに行っていた院長に加え、次長も官邸に行き、ERCには院長も次長も不在の時間帯があった。結局、次長が、院長と代わって、官邸に詰めるようになったが、これは、聞いたところでは、院長が事務系職員であることだけで、総理が拒絶反応を示したために、次長と交代するという話だった。

官邸にいる次長には、官邸のリエゾンに次長につけて、ERC側と情報共有するようにしていた。

なお、私は、官邸に必要な情報が伝わればよいという認識で、原子力災害対策本部を設置する以外、発電所における操作などに官邸の了解が必要なものはないと考えていた。

【3月12日の状況等について】

- 12日3時の共同記者会見直前まで大臣は官邸にいたため、私は、この会見に関連した大臣レク等に関わっていない。

私の記憶では、11日22時ころ危機的な意識を持っていたのは2号機だったが、ある段階から、2号機の冷却設備が稼働している一方、1号機の格納容器圧力が上がっていることが判明したという認識だった。

「ベントについて官邸の了解」という情報が入ったとき、私は、ある状態で圧力が維持できない状況においてベントすることが法令上許されているのに、なぜ官邸の了解を得る必要があるのか、と不思議に感じ、官邸では何を議論しているのかと思った。

【取扱い厳重注意】

そのため、官邸で原子力安全委員会班目委員長が総理にベントについてアドバイスをしながら対策を考えていると聞き、驚いた。

その理由は、事故等が起きた際に冷却することは事業者の責任であり、また、そこまでの能力がある事業者に対して設置許可を出しているからである。

- 12日14時ころの中村審議官の記者会見に私は陪席していたが、中村審議官から積極的に炉心溶融の可能性を発言したものではないと記憶している。

セシウムが検出されたことから、燃料の一部が溶けていることは否定できないという認識で会見に臨んだものと思われる。

中村審議官は、「燃料の一部の溶融は否定できない」と発言したのであり、この発言を受け記者が「それは炉心溶融ということですね」「一部溶けているのであれば、炉心溶融ではないのですか」などと、次々に詰問され、中村審議官は、「そういうお考えであればそうですね」と発言した。

このやり取りと聞いていて、私は、「あっ、認めちゃった。これで、『炉心溶融』と記事に書かれるな」と思ったのを覚えている。

原子力関係者であれば、通常、炉心溶融とは炉心、つまり燃料集合体などが溶けることであるということで、被覆管の一部が溶けた状態とは異なるという認識である。そのような状態は燃料の一部の溶融にすぎない。

加えて言うなら、メルトダウンとは、読んで字のごとく、炉心が溶融するだけでなく、炉心としての形態を保てず溶け落ちていくという常態をいう。

この時点では、燃料の一部の損傷の可能性は高いと思ったが、炉心溶融やメルトダウンについて、可能性を全く否定するものではないが、あえて国民に対し公表するほどの証拠を持ち合わせていなかった。

この会見から少し後、寺坂院長から私が呼ばれて、「中村審議官に官邸からの意向で会見対応を控えるように私から言ってもらえないか」と言われた。

私が、中村審議官に寺坂院長からの言葉を伝えたところ、中村審議官は「そうですか」と言ってマスコミ対応から退くことを受け入れ、その後、野口主席統括安全審査官が会見をするようになった。

なお、16、17日ころに、官邸から明示的に、発表前にすり合わせをするように指示があり、私のERCでの業務の大部分が貞森秘書官との調整になった時期があった。このときは、井上官房長官秘書官との間でも、ある事実について、保安院の会見で発表するか、官房長官の会見で発表するかなど、発表の順序についてまで調整した。

なお、官邸から了解が得られるまでは、保安院の会見時間を遅らせるなどしたこともあった。

- 1号機爆発後、12日17時過ぎに、私は、ERCにいた院長から、次長と総理との間がうまくいっていないというような理由で、とにかく官邸に行ってくれと言われた。

指示された官邸5階の総理執務室前の秘書官室に行くと、保安院関係者がいて、総理執務室隣の部屋に入って打ち合わせに付き合うように言われた。

この打ち合わせには、

【取扱い厳重注意】

海江田大臣、松下副大臣、田嶋政務官
寺田補佐官、細野補佐官
東京電力の武黒フェロー、 部長
平岡次長、柳瀬総務課長、永山君
原子力安全委員会の班目委員長、久木田委員長代理

がいた。

なお、このときは、JNESやJAEAの関係者はいなかった。

枝野官房長官、東芝 技師長及び日立的 氏がこの時いたかどうかについて定かではない。

打ち合わせの場で、東京電力からの説明、原子力安全委員会からのコメントに続き、私は、事前に柳瀬課長から渡されていたメモを読み上げた。

このメモの内容は明確には記憶していないが、おそらくプラントの状況と今後の対応のような内容で、総理への説明のためのメモだったと記憶している。

その後、総理がこの部屋に来たのか、我々が総理執務室に行ったのかまでは、定かな記憶がないものの、私たちと総理が一緒の部屋で打ち合わせをした。

このとき、東京電力武黒フェローが、1号機の爆発後に格納容器の健全性は保たれていたの、引き続き冷却が必要だが、淡水が不足するため、海水注入を含めて準備を進めたいという趣旨の説明をした。

すると、総理は、班目委員長に

原子力安全委員会としてどう評価するか

と質問したので、班目委員長は

これ以外に方法はないと思います

と答えた。

このとき、総理が

保安院もそれでよいか

と聞いたかもしれない。

聞いたとすれば、実際にそれしか方法はないと考えていたので、私が

他にないと思います

と回答したはずである。

すると、総理は

専門家に聞くと、海水注入をすると再臨界のリスクがあるというじゃないか

再臨界をすると水が分解して水素が発生し、また爆発が起こるのではないか

と言ったので、久木田委員長代理が

再臨界というのは、極めて条件が整わないと起こることはない

と多少説明を加えて長く話していたところ、数秒空白の時間があつた後、総理が、

再臨界の可能性がゼロじゃないんだろ

と怒鳴り始め、班目委員長が

再臨界は限定的でないと思わず、水素爆発の危険は、

【取扱い厳重注意】

と話し始めると、総理は、これを遮るようにして

水素爆発は起こらないと言ったじゃないか。今度もないって言えるのかと怒鳴るので、班目委員長が、
ないとは言えません

と答えた。

その後、総理は、

再臨界の可能性があるので海水注入なんて簡単にできるか
と言って、その部屋から出て行ったと記憶している。

この間、総理以外の政治家は特に発言せず、仮に発言があったとすれば、官房長官もしくは細野補佐官が、総理の受け止め方を見た上で、「ご指摘を整理させていただく」という内容程度だったと思う。

このやり取りがおそらく12日18時から19時ごろのことだったと思うが、その場の誰かが「また改めまして」と言って、総理の指摘を分担して整理し、20時ごろ総理に再度説明して理解を得ることとなった。

この時の指摘は、ほとんどが東京電力が回答を作成するものであり、原子力安全委員会には評価に関する部分、保安院には現場の操作に関する部分を割り当てられたと記憶している。

また、このときの打ち合わせの中だったという記憶が強いが、もう海水注入を実施することになったとき、保安院から、総理に対して、「東京電力が注入作業を確実にやっているかについて保安検査官を現地に派遣して確認させる」と説明したように記憶している。なお、その後、保安院作成のクロノロジーに記載のとおり、13日4時38分、海江田経産大臣の指示で、福島第一原発の1号機への注水作業を確認するため検査官を現地に送り、定期的に報告させるようにした。

海水注入について、再度総理へ説明したとき、総理は落ち着いているように見受けられた。

私は、これら2回の海水注入に関する打ち合わせの際に、海水がまだ注入されていないと認識していたが、そもそも基本的に、事業者に権限が与えられているものであり、その行為を国が止めるには、理由を付す必要があるものであると認識している。

なお、私が参加した打ち合わせの中で、次長が国際原子力事象評価尺度（INES）の評価をレベル5にあげることを大臣に説明していたことは記憶しているが、避難区域を20kmに拡大する議論をした記憶はない。

総理から海水注入の了解が得られて打ち合わせは終了となり、私はERCに戻った。

【3月13日以降の状況等について】

- 13日10時から私は会見を行い、昼過ぎに終わった後、外務省や内閣官房副長官補河相氏から私に直接連絡があり、アメリカの関心が高いので、NRCの先遣調査団と会うように依頼を受けたため、私は、夜になって、野口審査官と国際室長に対して外務省で面会するように指示した。

【取扱い嚴重注意】

保安院審議官で国際担当は中村審議官だったが、私に直接連絡がきた経緯は把握していない。

なお、14日14時ころ、アメリカから来た調査団に経済産業省の会議室で1時間程度面会したが、私のところにあまり連絡が入らず、アメリカからやってきて何をしているのだろうと思っていたが、官邸や防衛省が対応していると聞いた。

19日には突然、防衛省に呼ばれたこともあった。

また、私の自席にアメリカとのテレビ会議システムが設置され、現在もやり取りを継続している。

- 14日20時ころだったと記憶しているが、院長から、官邸5階のサポートに入るように指示があり、官邸5階応接室に行くと、作業員の被ばく限度を100mSvから250mSvに引き上げる議論をしており、その議論に加わることになった。このとき、2号機の状況が緊迫してきていたので、この対応に関する議論もされていたが、被ばく線量の議論を担当する者がいなかった。

1号機も3号機も爆発して線量が上がり、被ばく限度が100mSvでは明らかに作業が継続できない状況となったため、班目委員長が、国際放射線防護委員会(ICRP)の基準の500mSvの半分である250mSvとすると話していた状況だった。

私は、原子力安全委員会事務局長や総務課長から、委員長が多少先走っているようなので、この被ばく線量の上限変更についてフォローするように頼まれた。

被ばく線量の上限を変更するためには、文部科学省に設置されている放射線審議会の答申と厚生労働省所管の労働安全衛生法上の規定との調整が必要だったため、文部科学省にいるリエゾンと厚生労働省出身の山崎史郎総理秘書官に話をし、文部科学省と厚生労働省で調整して当日中に決定するように依頼した。

また、並行して、保安院にも経済産業省の政務3役に話をしておくように指示し、さらに、井上官房長官秘書官にも連絡した。

- これらの調整をした後、私は、2号機の対処に関する打ち合わせに参加した。

この打ち合わせは、官邸5階の総理執務室横の応接室で行われており、

枝野官房長官

寺田補佐官、細野補佐官

東京電力武黒フェロー

東芝技師長

班目委員長、久木田委員長代理

安井部長と保安院職員数名

がいた。

官房長官は出たり入ったりしていたと記憶している。

なお、海江田大臣は、総理への説明直前の打ち合わせには参加していた。

議論をリードしていたのは、細野補佐官もしくは寺田補佐官で、総理に説明する場合には官房長官が話を進めていたように記憶している。

武黒フェローの説明が主であり、必要に応じて原子力安全委員会やメーカーが意見を求められるが、打ち合わせの場で、立場によって発言を遠慮するような雰囲気

【取扱い厳重注意】

ではなかった。

2号機については、ベントを試みるも、空気圧不足から空気作動弁が開とならないという状況であり、アキュームレーターがどこから調達できないかということを検討した。

私も、いくつか知ったところに電話して、福島第一原発に近いところで、アキュームレーターがあると思われる場所を教えてもらったので、細野補佐官に話したところ、細野補佐官が吉田所長に電話を取り次いでくれた。

私が所長に直接、その場所を教えると、所長は「それはあるかもしれないですね、探しに行かせます」と話していた。

また、同じ打ち合わせの中で、私は、もっと吐出圧が高い消防車を現場に持っていけないか、と話した記憶がある。

- その後、15日零時から1時ころまで打ち合わせをした後、現場の様子を見守るしかないという状況になり、私は、官邸2階で仮眠することにした。

すると、15日3時30分から4時ころ、官邸2階で仮眠していた私は、起こされて、連絡要員から

東京電力本店に移動することになった

少人数でよいから役回りを決め、関係者が集まるようにとの指示があった

ということを聞かされた。

私は、移動要員として指名されたので官邸5階に上がり、総理執務室前で立ち話をしていると、誰に言われたのかまでは記憶にないが、東電本店に現地集合になる旨指示された。

この時、政治家に会った記憶はないが、院長がいたことは記憶しており、おそらく院長と共に東電本店に向かったと思う。

我々が東電に行くと、すでに細野補佐官が到着していたが、我々はおそらく海江田大臣より前に到着し、総理が最後に到着した。

東電本店2階の円卓の内側に机が並んでおり、一番前に右から総理、海江田大臣、細野補佐官が座り、2列目に安井部長が席についた。

私と院長は、円卓内側の席にはつかず、円卓の外側にあった席に座った。

この場で、総理は厳しい口調で、

撤退は許さない

と話した。

私は、東電が退避を考えていることについては、統合本部に移る前に聞いてたという記憶が強いが、いつの時点か、どこで聞いたのか定かではない。

私が聞いていた内容は、一時的に退避するというような情報であり、確か連絡用のメモが回ってきていたように記憶している。

なお、統合本部を設置することについて、円卓の中で総理が話したことで認識した。

総理が、こんな大人数で大事なことを話せないなどと激しい口調で指摘し、小部屋に移動した後、私は、初めて来た東電本店2階の配置などを把握しようとして少

【取扱い嚴重注意】

し歩きながら時間を潰し、この場での役割はないと判断して院長とERCに戻った。

ERCに戻った後、テレビのニュースで4号機原子炉建屋が損傷している様子を見た。

その後、私は、規制当局と事業者の間で距離を保っている要員も必要であろうと考え、6月まで、あえて統合本部には行かないようにしていた。

- 官邸に安井部長が招集された理由は、原子力関係の部署の経験が長かったからだと推測される。

また、安井部長は説明が首尾一貫していることもあり、総理から、彼の言っていることは信用できると言われたのだと思う。

なお、総理は、一時期、安井部長が行かないと納得しなかったと聞いている。

また、寺田補佐官も総理に精神的に頼られているような印象を受けた。

柳瀬部長は、細野補佐官と行動を共にしていたが、総理秘書官経験者であり、官邸や省全体のマネジメントが必要な状況だったため官邸に詰めていたのだと認識していた。

柳瀬課長は、細野補佐官のそばにいて、細野補佐官をサポートしているような印象であった。

以上